

「偽造キャッシュカード犯罪および被害の問題点」メモ

‘05. 2. 25

柳田邦男

1. 偽造カードによる預金盗難被害急増の原因

(1) カードデータを盗む技術の進歩

① 暗証番号を盗む技術

のぞき、手の動き、盗撮、回線のブランチ、旧カードの磁気データ etc

② カード番号を盗む技術

スキミング、カードそのもの、回線のブランチ etc

③ 偽造カード作成技術

④ スキミング装置、盗撮カメラ、解読機等の入手容易

(2) 銀行のセキュリティ対策の不備と怠慢、捜査への非協力

(3) 警察の捜査の怠慢

(4) 行政によるセキュリティ対策の制度化の遅れ

(5) 預金者の関心と具体的注意の稀薄

2. 銀行のセキュリティ対策の不備と怠慢

(1) 消費者保護（預金者保護）の世界的潮流に目を向けなかった。（1970～80年代）

(2) 旧大蔵省による金融制度調査会（小委員会）におけるセキュリティ対策制度化の取り組みを潰した（1987～88年）。金融機関各行の約款でセキュリティ条項を設ければよいことになる。

(3) 銀行は各行とも、約款（カード取扱規定）の安全条項に、カードの安全維持について、具体的な危険性（瑕疵に相当）の明示をしないで、預金者に注意義務を課す趣旨の文章を示しただけだった。（預金者の自己責任の押しつけ。）それは、預金者に過失がなかった場合の立証責任を預金者側に負わせるものであった。（預金被害に対する補填責任を免れる。）

(4) A T Mからの異常な引き出しに対する警報システム（モニター・システム）も、預金者本人への確認ルールも、設置していなかった。

(5) A T Mからの引き出し限度額を高く設定していた。

(6) 被害発生について、警察への届け出を怠るケースが多かった。事件の真相解明とカード・システムの弱点・問題点を明らかにするのを遅滞させた。

(7) 偽造カード犯罪が増えても、その実態や具体的な注意点について、預金者に告知しなかった。暗証番号を誕生日以外のものにすれば安全であるかのよう

な告知ばかりに力を入れた。

3. 情報と権力、立証責任について

- (1) 現代社会は情報を握る者が権力を握る座につくことができ、あるいは権力の座を維持することができるほど、情報が力になる。
- (2) コンピューター社会では、システムを開発・管理するものが情報を独占的に握り、利用者は肝心の情報にアクセスできない。
- (3) A T Mシステム(=コンピューター・システム)における情報を握る銀行が、情報にアクセスできない預金者に、被害発生時に無過失の立証責任を負わせるのは、著しく不当である。
- (4) 欧米では、預金被害届け出に不正がないかどうかについての立証責任を銀行側に負わせている。

4. 高度技術システムの欠陥と責任について

- (1) 複雑なコンピューター・システムを開発・導入した場合、そこにどのような欠陥や落とし穴(抜け道)が潜んでいるか、予め具体的に予見できない場合が多い。
- (2) 運用段階で欠陥が明らかになったり、あるいはその欠陥ゆえに事故や犯罪が生じた場合、被害に対する責任は、システムの開発・管理者が負うのが、自然の正義にかなうものであろう。
- (3) A T Mシステムは、高度なコンピューター・システムであり、当初予想していなかったような(少なくとも預金者には想像できなかったような)抜け道で、犯罪者がシステム破りに等しい行為をした場合、被害に対する責任は、銀行が負うのが至当であらう。
〈参考〉「eバンク」はそのような対応をしている。
- (4) A T Mシステムによる預金の出し入れは、カウンターにおける通帳・印鑑・本人確認による現金の出し入れと全く異質なものである。人間が介在することなく、コンピューターの装置と回線と信号が介在する。そこにはカウンターではあり得なかった犯罪者の侵入の可能な抜け穴がある。にもかかわらず、通帳時代と同じような思想によって、カードと預金の安全確保を預金者本人の責任に負わせているのはあまりにも不当と言うべきだろう。

5. 欧米の「50ドル・ルール」等の歴史的意味

- (1) 1970年代、米国は、消費者保護運動が大きな潮流となり、政治レベルのissueになった。
(ラルフ・ネーダーの運動はそのシンボル。)

- (2) 消費者保護における消費者の概念は幅が広く、さまざまな商品の購買者から各種サービスの利用者まで、広く含むものである。
- (3) 従って、取られた国家的対策は、食品の安全性、自動車や家庭電化製品などの製造物責任、不動産取引などにおける購買者・賃借人の保護、銀行預金者、医療・福祉サービスの受け手（患者、障害者）など広範におよんだ。電子マネー取引時代のカードを使う預金者の保護は、このような大きな流れの中で登場した issue なのだった。
(50ドル・ルールが確立された1977~78年は、民主党のカーター政権時代。)
- (4) アメリカにおける消費者保護の潮流は、80年代に欧州にも広く波及していった。
- (5) この潮流は、欧米諸国において、長いこと取られてきた産業振興のための企業優先（保護・育成）主義を消費者優先主義へと、大きく価値観の転換をもたらすものであった。
- (6) しかし、日本においては、とくに金融政策において、1987~88年における電子マネー時代の預金者保護の法制化が潰されたことによって、消費者優先への転換が行われないうまま今日に至ったのである。

6. 日本の法制の非現実性

- (1) A T M利用の預金被害の被害者が、当該A T M管理銀行になることの不当さ。本来の預金者が被害者として扱われない不当さ。(図参照)
- (2) コンピューター時代の預金者の保護について、何の立法対策も立てられていない。
- (3) 偽造カードによる被害は、刑事事件であるよりは、損害賠償の民事事件として見なされる傾向が強く、そのことが警察の捜査の怠慢につながっている。
(v s. ニセ札事件に燃える警察とあまりに対照的。)

7. 求められる対策

- (1) 被害者に預金が速やかに補填（返還）されることが第一原則となるルールの制度化。
(参考：米国の「50ドル・ルール」等)
- (2) 被害届が不正なものであるかどうかの立証責任は銀行側が負う。
- (3) 被害を受けた預金者は、法的にも被害者として扱われ、警察に被害届を出せる権利を有することの法制化。
- (4) 並行して、キャッシュカード保険の導入。
- (5) A T Mの引き出し限度額を低く抑え、預金者の希望でさらに低く設定することもできるようにする。

- (6) キャッシュカード、クレジットカードともに、キャッシュローン枠をゼロにすることが可能であることを、預金者に周知徹底し、選択意識を持ってもらうようにする。
- (7) A T Mの異常な引き出しに対して、銀行のモニター・センターで警報装置が作動し、預金者本人への確認行為が行われるような警報システムを導入する。
- (8) カード犯罪で被害が生じた場合は、銀行は速やかに警察に届け出て捜査に積極的に協力するとともに、被害者（預金者）に対しても、可能な限りのデータを開示する。
- (9) コンビニA T Mの安全管理と不審な利用者のモニターについて、慎重に再検討する。
- (10) カードのI C化、生体認証法については、規格の統一を前提に普及させる。
- (11) 警察は偽造カード犯罪の捜査を強化する。
- (12) カードの安全性確保の新しいルールが実施される以前のこれまでの被害者に対しては、被害者側に重大な過失がない限り、銀行はこれまでの全般的な安全対策の不備の責任を取って、全額被害者に返還する。
(その場合、暗証番号が誕生日などに設定してあっても、重大な過失とはしない。犯人は誕生日か乱数かに関係なく、直接暗証番号を盗んでいる例が大半と見られるからである。)

事務局（注）

- ・ 6（1）の図については添付を省略しております。